平成 17 年度管理業務主任者本試験の結果について

1月20日(金)に、平成17年度管理業務主任者試験の合格発表がありました。 合格点36点(昨年は37点)、合格率19.4%(昨年は19.2%)でした。合格された皆 さま、本当におめでとうございました。

昨年よりも合格点が下がり、合格率は 0.2%上昇とほぼ横ばいであることから、問題の難易度は、若干、上昇したといえますが、その変動が僅かであること、正解率 5割以上の問題(LEC速報会データによる)を得点すれば、39点程度(昨年度は正解率 5割以上の問題で 40点)となり、合格基準点を越えることから、現状では、比較的受かりやすい試験と認識できます。

試験直後の講評でも触れましたように、この試験に受かるためには、基本をしっかり学習し、得点することが肝要であるといえます。

<問 27 について>

LECは、正解肢を4としておりましたが、試験実施団体である高層住宅管理業協会は、正解肢を2と発表しました。

試験実施団体は、正解の根拠を公表しておりませんが、試験実施後一定期間の後に発表された業界新聞や雑誌での解答解説によれば、奇しくも、肢4は「責任施工」であり、「責任施工方式」のことではなく、肢4は不適切である、との説明が一様になされているようです。しかし、そもそも「責任施工」は、管理に関する書籍では、殆ど見慣れない言葉であり、これ自体、「責任施工方式」と引っ掛けて出題されたのであれば、出題自体適切だとは思われません。また、仮に肢4が「責任施工方式」ではないことを根拠として不適切であるとしても、そのことは、肢2を適切とする根拠にはなりません。

肢4について、「方式」の語にこだわるのならば、肢2も「方式」にこだわるべきでしょう。そうだとすると、大規模修繕における「実費精算」ではなく、問題文で用いられている「実費精算方式」は、数量の誤差に着目した言葉で用いられている(国土交通省監修「マンション管理の知識 4 訂版」 P 640 参照) 以上、肢 2 は適切とはいえないと考えられます。従いまして、結論として、現段階においても問 27 は不適切な出題といわざるを得ず、試験実施団体におかれては、速やかに解答者全員に特典を附与するか、少なくとも肢 2 と 4 の双方を正解とすることを希望したい。

今後、LECとしては、受験生の皆様のお力になる方法がないかを模索し、結果を 近日中にホームページ上にて発表いたします。受験生の皆様にもご理解のほどよろし くお願いいたします。

> LECマンション管理士・管理業務主任者試験部 主任研究員 松田信吉